

若年出産世帯を応援します(1)

【東温市若年出産世帯応援事業】

育児用品・**時短家電**・**省エネ家電** 購入費用を補助します

1. 対象者 (以下の要件すべてを満たす方)

- ①市内に住所を有し、かつ、居住する 令和5年4月1日以降に出生した児童の父及び母が出生の日において29歳以下であること
- ②申請時点において出生児童と現に同居し、主たる生計維持者として養育している方
- ③市税を滞納していないこと
- ④申請時点で3か月以上継続して本市の住民であること
- ⑤生活保護法に基づく保護を受けていないこと
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でないこと
- ⑦過去に同種の補助金を受けていないこと

2. 対象品

- 育児用品 (裏面参照)
- 時短家電 (裏面参照)
- 省エネ家電 (統一省エネラベル2つ星以上、裏面参照)

注) 消費税、送料、設置費用は **OK**

リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品、他の補助を受けた物品は **NG**

いのとん©2013 東温市



3. 期間

令和5年4月1日又は母子健康手帳発行日のいずれか遅い日から、対象児童が1歳に達する日までを対象期間とする。 ※1 裏面を参照

4. 申請できる回数

出生児童1人につき1回限り ※1 裏面を参照

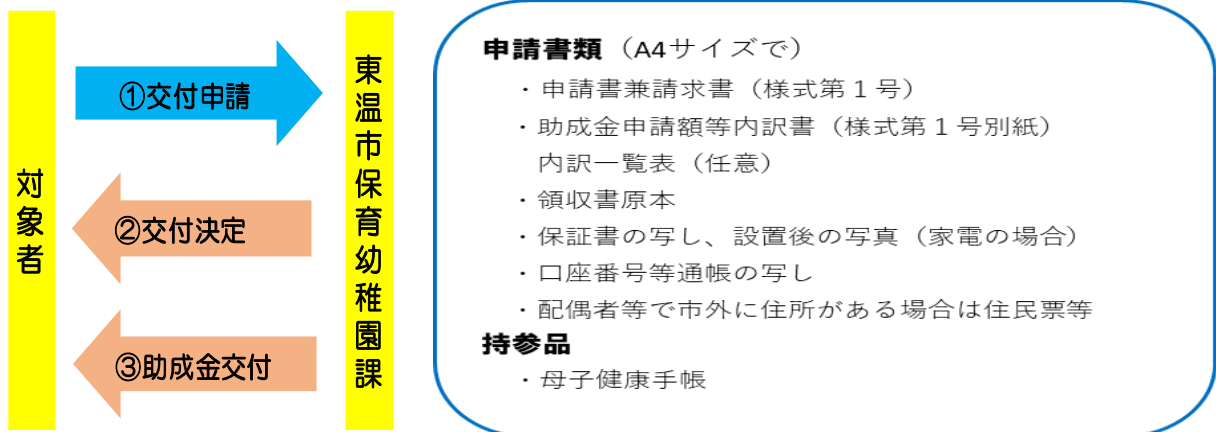
5. 申請期限

出生後1年以内 ※1 裏面を参照

6. 補助(助成)額

200,000円を限度に対象品購入に掛かった費用を補助(合計額の千円未満は切り捨て)

7. 補助(助成)金の流れ



<申請・お問合せ先>

〒791-0292 東温市見奈良530番地1

東温市教育委員会 保育幼稚園課 子育て支援係(市役所4階 ②番窓口)

Tel.089-964-4484

○※1 対象期間と申請期間

対象期間は令和5年4月1日又は母子健康手帳発行日のいずれか遅い日から、対象児童が1歳に達する日までの期間に購入した物品となります。なお、申請期間は対象児童の誕生日以降で1歳に達する日までとし、申請は期間内に1回限りとなります。

○具体的な対象品

| 対象区分 | 分類 | 品目 |
|-------|---------|--|
| 育児用品 | 授乳関連品 | 粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等 |
| | 衛生用品、衣類 | 紙おむつ（第1子の場合に限る）、おしりふき、ベビークリーム、ベビー服、よだれかけ等 |
| | 外出用品 | チャイルドシート、ベビーカー等 |
| | 玩具、絵本 | 幼児用玩具、絵本等 |
| 時短家電 | 家事関連用品 | 洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器乾燥機 |
| | 調理関連用品 | オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電気ポット等）、フードプロセッサ |
| 省エネ家電 | 生活関連用品 | 電気冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン（新基準（目標年度2027）での評価点とする）、照明器具、温水機器 |

注1）省エネ家電は統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る）を対象とします。



注2）品目がないものを対象とする場合は、育児に必要な理由や時短家電となる証明が必要となる場合があります。判断に迷う場合等は市役所保育幼稚園課までお問合せください。

○よくある質問

Q：1歳未満の児童とともに東温市へ転入してきましたが、対象となりますか？

A：出生時に夫婦とも29歳以下で、他市町で同様の補助を受けていなければ対象となります。ただし、申請時点で市在住期間3ヶ月以上が必要です。

Q：未婚、ひとり親でも対象となりますか？

A：出生時に29歳以下であれば対象となりますが、30歳以上のパートナーと事実婚関係にある場合等は対象となりません。

Q：多胎児の場合の補助額はどうなりますか？

A：1人につき20万円が限度です。（双子の場合は20万円×2人で40万円が限度額です。）

Q：領収書は原本でないとだめですか？

A：不正防止等の観点から原本の提出をお願いします。

Q：ネットショッピングでの購入品も対象となりますか？

A：対象となりますが、対象製品であることや支払い金額が確認できる場合に限りです。（領収書に代わる証明できるものがあれば可能です。）